

上野治巳さんが 旭日単光章を受章

上野治巳さん(湯本)が、元町議会議員としての功績を認められ、旭日単光章を受章しました。

上野さんは、20年の永きにわたり町議会議員として、まちづくりを推進するなど地方自治の振興発展に尽力され、その功績により、栄えある章を受章しました。

なお、叙勲の伝達は、3月16日に行いました。



平成29年度箱根町 教育委員会表彰

箱根町の教育に貢献のあった個人および団体並びに他の模範と認められる方を表彰し、教育の振興を図ることを目的としています。

今回表彰された方とその功績は、次のとおりです。(敬称略)

◎勝俣 弘(仙石原)
永年にわたり、町野球協会の役員として、社会体育の振興に寄与した功績

◎上村 愛(箱根)
俳句の指導を通じ、社会教育団体の育成および町民の教養の向上に寄与した功績

◎石山 靖子(小田原市)
編み物の指導を通じ、社会教育団体の育成および町民の教養の向上に寄与した功績

平成29年度土砂災害防 止に関する絵画・作文 優秀賞受賞

土砂災害防止に対する理解と関心を深めるため、全国小中学校を対象に毎年実施されている絵画・作文の募集において、小村のぞ実さん(函嶺白百合学園小学校5年)が作文(小学生)の部で優秀賞(事務次官賞)を受賞し、3月5日、同校にて表彰されました。



黄色い交通安全帽子 を贈呈

箱根町の新入学児童・園児に對して、交通事故防止を目的とした黄色い交通安全帽子の贈呈式が3月1日に行われ、箱根ライオンズクラブ(会長 田村洋一)様から山口町長へ黄色い交通安全帽子140個の目録が手渡されました。



教育長に小林恭一さんが 就任(再任)

3月16日の町議会3月定例会で、小林恭一さんが新教育委員会制度の教育長に任命することが同意され、4月1日付けで就任しました。

これにより、新年度からは教育委員長と教育長を一本化した新教育長のもと、箱根教育がより一層推進されます。



女性消防団員が 誕生しました

箱根町初となる女性消防団員が誕生しました。

消防団の活動には、火災予防の広報、応急手当の普及啓発、大規模災害発生時の情報収集支援など、女性ならではの活動も多く、今後の活躍が期待されます。



第8分団
あいか 想海さん
だいがく 大學

予防接種のお知らせ 風しんワクチン・高齢者肺炎球菌ワクチン

風しんは、春先から初夏にかけて感染者が増加します。生まれてくる赤ちゃんを先天性風しん

ん症候群から守るためにも、流行前に予防しましょう。

対象 誕生日が平成7年4月1日以前で、町に住民登録があり、これまでに風しんにかかったことのない方(既に助成を受けた方、風しん予防接種を2回済ませた方を除く)

高齢者肺炎球菌ワクチン
年齢により接種できる年度が、平成30年度まで限定されています。今年度対象となる方には、3月下旬に「紫色」の接種券を送付しています。

対象 町に住民登録があり、平成31年3月31日までに、次のいずれかに該当する方(※過去に接種した方を除く)

- 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳
- 60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障りがある方(身体障害者手帳1級相当)

接種回数 1回
自己負担額 3,000円
※生活保護世帯および町民税非課税世帯の方は、申請によりワクチン接種に係る費用が全額免除されます。

照会先 さくら館
☎85-0800

大会の結果

1月27・28日に神奈川県立武道館(横浜市)で行われた第51回神奈川県中学校柔道大会新人において、金目中学校2年生久保圭介君(湯本)が、団体戦(次鋒)・個人戦(66kg級)に出場し、それぞれの部門で見事優勝いたしました。

はり・きゅう・マッサージ サービス券の交付

健康増進のため70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。

町が委託する治療院または医療機関で利用できます。

利用できる治療院などの一覧は、サービス券交付時に同封します。

対象者 平成31年3月31日までに70歳以上になる方

交付枚数 年間一人3枚

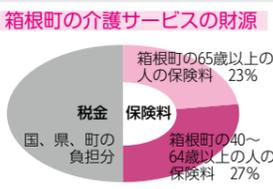
有効期限 平成31年3月31日

町助成額 1枚につき1,500円(医療機関は1,620円)

申込方法 直接または電話、郵便で申し込んでください。

申込・照会先 〒250-0033 箱根町湯本256 福祉課 ☎85-17790

介護保険料を改定します



介護サービスにかかった費用は、11億987万円であり、平成27年度の10億7,210万円に比べて3.5%の増でした。平成32年度には、12億6,100万円を超えるものと推計しています。

○介護保険料の決定と通知

65歳以上の方の介護保険料は平成29年中の住民税の課税状況や所得状況に応じて決定し、6月中旬にお知らせします。

○困ったことがあったら

高齢者の方の介護や病気に関すること、日常生活に関することなど心配なことがありましたら、地域包括支援センター(☎85-3002)へ相談してください。

照会先 福祉課 ☎85-7790

箱根町に必要な介護サービス(デイサービス、訪問介護、施設入所など)の総費用	X
箱根町の65歳以上の方の負担分 23%	+
箱根町の65歳以上の方の人数	II
箱根町の保険料の基準額 5,900円(1か月あたり)	

○介護保険とは

介護保険は、介護を必要とする方がいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、社会全体で支え合っていくためにつくられた制度です。

○介護保険料の算出のしかた

65歳以上の方の保険料は、介護サービス費用がまかなえるように基準額を算出し、その基準額をもとにして住民税の課税状況や所得状況などに応じて保険料額を決定します。

○介護サービスの利用状況

介護サービスを利用している方は年々増加しており、それに伴って介護サービスにかかる費用も増えています。平成28年度に介

平成30~32年度の所得段階別介護保険料 注1:カッコ内の数値は、軽減措置後の金額

所得段階	月額	対象者
第1段階	2,950円(2,655円)	生活保護等の受給者で世帯全員が住民税非課税、又は、世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入等が合計80万円以下
第2段階	4,130円	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入等の合計が80万円を超え120万円以下
第3段階	4,425円	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入等の合計が120万円を超え
第4段階	5,310円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がある場合)で、本人の課税年金収入等の合計が80万円以下
第5段階	5,900円 基準額	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がある場合)で、本人の課税年金収入等の合計が80万円を超え
第6段階	7,080円	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満
第7段階	7,670円	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満
第8段階	8,850円	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満
第9段階	10,030円	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満
第10段階	11,210円	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満
第11段階	12,390円	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満
第12段階	12,980円	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上

町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

日本は、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進み、更に、平成37年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になり、より多くの方が、介護が必要な認定者となっていくものと予想されています。

町も同様に、総人口は減少を続ける一方、高齢者の割合は、国(約27%)や神奈川県(約24%)を上回って推移しています。

また、高齢者の人数が増えることに伴い、介護保険のサービスを必要とする方の人数も増えてきています。

介護保険は、その制度が円滑に実施されるよう、3年ごとに市町村が計画の見直しを行うことになっており、次の3つを基本目標として、今年4月から平成33年3月までの第7期計画を策定しました。

箱根町の人口(高齢者人口)の推移	実績値			推計値		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
総人口	(人) 12,155	12,016	11,991	11,622	11,427	11,231
	(%) 100	100	100	100	100	100
65歳以上	(人) 4,258	4,322	4,279	4,340	4,342	4,330
	(%) 35	36	35.7	37.3	38	38.6
65~74歳	(人) 2,282	2,264	2,198	2,158	2,096	2,061
	(%) 18.8	18.8	18.3	18.6	18.3	18.4
75歳以上	(人) 1,976	2,058	2,081	2,182	2,246	2,269
	(%) 16.3	17.1	17.4	18.8	19.7	20.2

- ◎地域包括ケアシステムの深化と推進
- ◎健康で元気に生きがいをもって暮らせる地域づくり
- ◎持続可能な介護保険サービスの充実

《住みよい社会を目指す取組み》

○地域包括ケアシステムの推進

重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を具現化し、地域に根差したものとするため、次の4つを重点事項として取り組みます。

- ◎地域包括ケアシステムの深化
- ◎高齢者の人権と主体性の尊重
- ◎地域共生社会の実現に向けた行政と町民との協働
- ◎持続可能な生活スタイルの実現

○地域支援事業の取組み

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業があり、高齢者の状況に応じた予防対策を図るとともに、要介護状態になっても地域において自立した日常生活を送れるよう、高齢者のニーズを把握するとともに、地域における包括的な相談や支援体制を推進していきます。

照会先 福祉課 ☎85-7790